

刑法 17 次は、強盗致死傷罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 強盗致死傷罪における傷害若しくは死亡させられた「人」とは、犯人以外の人をいい、強盗の被害を受けた者に限定されない。
- (2) 本罪は、強盗の手段である暴行によって致死傷の結果が生じた場合にだけ成立する。
- (3) 強盗殺人を行った後、犯行の発覚を防ぐため、自己の顔を知っている者を殺害しようとして共謀し、先の強盗殺人から約5時間後に同人を別の場所に呼び出して殺害した場合は、強盗の機会によるものとはいえ、別個に殺人罪が成立する。
- (4) 本罪の主体は強盗犯人であり、ここには強盗に準じて取り扱う事後強盗や昏酔強盗の犯人も含まれる。
- (5) 強盗の共犯者の1人が財物奪取の手段である暴行により被害者に傷害を負わせた場合は、他の共犯者も強盗致死傷罪の共同正犯となる。

刑訴法 18 次は、刑訴法における司法警察員と司法巡査の権限についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 告訴・告発を受理する権限は、司法警察員にのみ認められている。
- (2) 緊急逮捕した被疑者が、取調べの結果、犯人ではないことが明確になった場合、被疑者の釈放は、司法警察員だけでなく司法巡査もなし得る。
- (3) 刑訴法上、通常逮捕における逮捕状の請求は指定司法警察員の権限とされているが、緊急逮捕後の逮捕状請求は、司法巡査であっても可能である。
- (4) 逮捕状が発付された場合に、逮捕状に基づく通常逮捕は、司法警察員だけでなく司法巡査もなし得る。
- (5) 搜索差押許可状を裁判官に請求できる警察官は、司法警察員である。

刑訴法 19 次は、許可状の性質を有する令状を列挙したものであるが、誤りはどれか。

- (1) 逮捕状
- (2) 検証令状
- (3) 身体検査令状
- (4) 鑑定留置状
- (5) 傍受令状

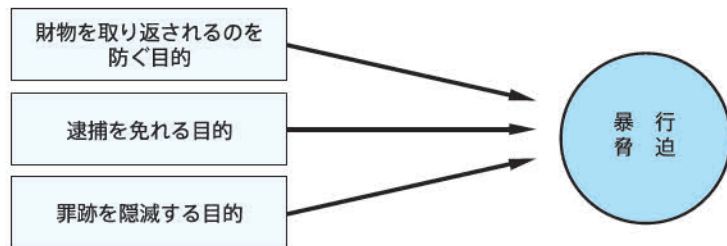
刑訴法 20 次は、任意同行についての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 刑訴法上の任意同行は、警職法上の任意同行と異なり、明文の規定はないが、刑訴法198条1項等を根拠とする犯罪捜査目的で行われる任意処分である。
- (2) 警職法の任意同行と刑訴法上の任意同行は、基本的には、相手方の同意・承諾を必要としている点で共通する。
- (3) 表面上は、任意同行という形式がとられたとしても、実質的に逮捕と同一視すべき強制が加えられているときは、任意同行ではなく逮捕と評価される。
- (4) 任意同行であるか、強制的な逮捕であるかは、有形力の行使があったか否かによって判断される。
- (5) 逮捕状の発付を得ている場合において、当初から当該逮捕状を執行せずに任意同行を求めたとしても、違法な手続ではない。

刑法 16 事後強盗罪

- (1) 正しい。事後強盗罪(刑法238条)の主体は窃盗犯人であり、少なくとも窃盗の実行行為に着手したことが必要である(東京高判昭24.12.10)。
- (2) 正しい。事後強盗罪は、窃盗犯人が、財物を取り返されるのを防ぐ目的、逮捕を免れる目的、罪跡を隠滅する目的の3つの目的のうち、いずれかの目的で暴行・脅迫を加えた場合に成立する。
- (3) 正しい。事後強盗罪は、強盗罪(刑法236条)と同様に扱われるものであるため、本罪の暴行・脅迫は、強盗罪と同程度のもの、すなわち、相手方の反抗を抑圧するに足りるものであることを要する。
- (4) 誤り。判例は、窃盗犯人が、犯行を目撃して追跡してきた者による逮捕を免れるため、当該追跡者に暴行を加えたときは、事後強盗罪が成立するとしている(大判昭8.6.5)。
- (5) 正しい。窃盗の現場又はその機会の継続中であるかは、窃盗行為と暴行・脅迫との時間的・場所的接着性、窃盗行為と暴行・脅迫の相手方との人的関係を総合的に判断し、犯人がいまだに被害者側の追及から離脱することなく、直ちに財物を取り返され、又は逮捕される可能性が残されているなどの状況にあるかによって決せられる(仙台高判平12.2.22)。

【事後強盗の成立要件である目的】



刑法 17 強盗致死傷罪

- (1) 正しい。強盗致死傷罪(刑法240条)における致死傷させる「人」とは、必ずしも強盗行為の被害者であることを要しない。例えば、強盗の機会に、逮捕を免れる

ため警察官を死傷させた場合でも本罪は成立する(大判明43.2.15)。

- (2) 誤り。強盗の手段である暴行によって致死傷の結果が生じた場合に限定されない。強盗の実行に着手した後、その犯行の機会に社会通念上肯定できる因果の経過の下に生じたものであれば本罪は成立する(大判昭6.10.29)。
- (3) 正しい。枝文では、強盗殺人の行為を終了した後、新たな決意に基づいて別の機会に人を殺害している。その殺人行為が時間的に強盗殺人行為に接近し、その犯跡を隠蔽する意図の下に行われたものであっても、それは別個独立の殺人罪(刑法199条)を構成する(最判昭23.3.9)。
- (4) 正しい。本罪の主体は強盗犯人、すなわち強盗罪(刑法236条)の実行に着手した者である。強盗に準じて取り扱う事後強盗や昏酔強盗の犯人も含まれる。強盗に着手した者であればよく、強盗の既遂・未遂を問わない(最判昭23.6.12)。
- (5) 正しい。基本となる強盗を共謀し、共犯者の1人が強盗の機会に人を負傷させた場合、他の共犯者も強盗致傷罪(刑法240条)が成立する(最判昭22.11.5)。これは強盗致傷罪が強盗罪の結果的加重犯であるからである。

刑訴法 18 司法警察員と司法巡查の権限

- (1) 正しい。告訴・告発を受理する権限は、司法警察員にのみ認められている(刑訴法241条)。この権限規定は、自首についても準用されている(刑訴法245条)。
- (2) 誤り。引致後の被疑者の釈放は司法警察員にのみ認められる権限であり(刑訴法203条1項)、このことは通常逮捕の被疑者に限らず、緊急逮捕、現行犯逮捕においても同様である(刑訴法211条、216条)。
- (3) 正しい。通常逮捕における逮捕状請求の権限は、公安委員会の指定を受けた司法警察員にのみ認められているが(刑訴法199条2項)、緊急逮捕後の逮捕状請求の権限は、司法警察員に限定されていない(刑訴法210条1項)。ただし、犯捜規120条1項は、緊急逮捕状の請求は、「指定司法警察員又は当該逮捕に当たった警察官」が請求するのを原則とし、「指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない」としている。
- (4) 正しい。被疑者を逮捕する権限は、司法警察員のみならず司法巡查を含む司法警察職員に認められている(刑訴法199条1項)。

7

X署刑事課のA警部補は、刃物使用の強盗事件が連続発生したのに対応してよう撃捜査中、不審車両を発見し、単独で運転していた甲に職務質問したところ、当該車両について窃盗の被害届が出されていること、及び甲に自動車盗の前科・前歴があることが判明した。さらに、甲を追及すると、窃盗の事実を認め、被害日時・場所等についても一致して被疑事実の充分性も確認したが、甲が逃走を図ろうとしたため、同人を窃盗罪で緊急逮捕した。A警部補は、逮捕の現場において、甲が運転する車両を差し押さえ、車内を捜索したところ、コンソールボックス内から、銃刀法22条(刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯の禁止)違反に該当すると思料されるサバイバルナイフ1本を発見した。

この場合における当該サバイバルナイフの押収手続について述べなさい(緊急逮捕の適否については別論とする)。



逮捕の現場における捜索・差押えと別事件の証拠物

- 答案構成**
- 1 結論
 - 2 令状によらない捜索・差押え
 - 3 別事件の証拠物を発見した場合の措置
 - 4 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲に対して任意提出を求めて領置する、又は新たに差押許可状の発付を受けて差し押さえることになる。

2 令状によらない捜索・差押え

(1) 意義

被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、捜索差押許可状なく逮捕の現場において捜索・差押えを行うことができる(刑訴法220条1項2号・3項¹⁾)。

(2) 逮捕の現場における捜索・差押え

ア 逮捕する場合の意義

「逮捕する場合」とは、「逮捕行為を行う際」という意味であり、逮捕行為の前後を問わないが、逮捕行為との間に時間的・場所的接着性のあることが必要である(最判昭36.6.7²⁾)。

イ 逮捕の現場の意義

「逮捕の現場」とは、逮捕行為に着手した場所から逮捕完了までの場所をいい、

被疑者が逃走した場合は、追跡した場所も含む。この範囲は、逮捕行為の際に、被疑者の現実の支配下にあった場所及び被疑者の影響が顕著に及んだ場所をいうと解されている。

ウ 捜索・差押えの対象物

差押えの対象となる物は、当該逮捕に係る被疑事実に関する証拠物等で、証拠物等の収集保全という目的達成のために必要な範囲内の物に限られる(最判昭36.6.7³⁾)。

「証拠物」とは、逮捕事実を直接に立証する証拠物のほか、犯行の動機、目的あるいは背景事情等の立証に資することができるものも含まれる。刑訴法220条1項2号に基づいて捜索・差押えができる証拠物は、当該犯罪の証拠物に限られ、別個の犯罪の証拠物の捜索・差押えをすることは許されないとされている(東京高判昭46.3.8⁴⁾)。

3 別事件の証拠物を発見した場合の措置

(1) 任意提出による領置

当該証拠品の所有者等から任意提出を受けて領置する。任意提出できる者は、「所有者、所持者若しくは保管者」である(刑訴法221条⁵⁾)。

(2) 所持禁制品を発見した場合

発見した証拠品が、拳銃、覚醒剤等の禁制品であり、被疑者その他、現場に居合わせた者が当該禁制品の所持の現行犯人、若しくは緊急逮捕の要件に該当する場合は、その者を逮捕した上で逮捕現場における捜索・差押えの効力により、逮捕事実の証拠品として差し押さえる。

(3) 令状発付を受けての差押え

証拠物件の任意提出を拒否する場合は、裁判官から当該証拠物件に対する差押許可状の発付を受けて差し押さえる。

4 設問に対する検討

- (1) 当該サバイバルナイフが銃刀法違反の罪に当たるものであれば、携帯者を同罪で現行犯逮捕し、その逮捕に伴った差押えをすることも、理論上は可能である。
- (2) ただし、本件想定事案は被疑者を既に緊急逮捕しているものであり、逮捕後は「直ちに」緊急逮捕状を求める手続をしなければならないことからすると、緊急逮捕の手続に優先して現行犯逮捕するという手続は、妥当とはいえない。
- (3) 以上のことから、A警部補は、窃盗罪の逮捕に伴う捜索・差押えによって発見した別事件の証拠と思料されるサバイバルナイフについて、甲から任意提出を求めて領置するか、差押許可状の発付を受けて差し押さえるのが妥当である。